

平成25年11月19日
男鹿市総務企画部財政課

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱い等について

工事請負契約における現場代理人の取扱いについては、契約事項第10条関係において規定されているところですが、同条第3項に規定する常駐義務の緩和の取扱いについては、秋田県の取扱い通知（平成25年11月1日建政—1377 一部改正）によることとしますのでお知らせします。

なお、平成25年11月5日以降に契約を締結する工事に適用を平成25年11月19日以降に契約を締結する工事に適用と読み替えてください。

現場代理人の兼務申請にあたっては、設計担当課と十分協議のうえ手続きしてください。

また、今後の工事の円滑な実施に向けた施工確保のための平成25年度の緊急措置についても秋田県の取扱いに準じることとします。

問い合わせ／

財政課管財班 入札・契約担当

TEL 0185-24-9130